

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 0 日

国土交通省住宅局
建築指導課関係法人 御中

国土交通省住宅局建築指導課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長の発出を受けた対応について
(協力依頼)

令和 3 年 9 月 9 日に開催された第 7 6 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置の区域については、宮城県及び岡山県を 9 月 1 2 日に解除するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の実施期間を 9 月 3 0 日まで延長し、まん延防止等重点措置の区域については、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の実施期間を 9 月 3 0 日まで延長するとともに、宮城県及び岡山県を追加し、その実施期間を 9 月 1 3 日から 9 月 3 0 日までとするほか、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県については 9 月 1 2 日に解除することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。これを踏まえ、同日開催された国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添 5 のとおり指示がなされ、また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添 1 ～ 3 のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添 1 別紙 3）を踏まえて適切にご対応いただくとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底について引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

また、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）（別添 2）、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項（別添 3）、移動の自粛に向けた呼びかけ（別添 4）についても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、所属会員に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

(別添 1) 「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」

(別添 1 別紙 1)「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

(別添 1 別紙 2)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を
変更する公示」

(別添 1 別紙 3)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 9 月 9 日変更)

(別添 1 別紙 4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 新旧対照表

(別添 2)「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添 2 参考)「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」

(別添 3)「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項
等について」

(別添 4) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添 5) 第 3 6 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示